

質問回答書

伊予市下水浄化センター民間連携再エネシェアリング調査業務公募型プロポーザルに係る質問について、以下のとおり回答します。

No.	文書	頁	質問事項	回答
1	実施要領	1	2 業務概要 本調査業務に協力した企業が施工を行うことは可能でしょうか。(設計施工分離の原則との整合性。)	現時点では、担当課としてご指摘の制限を設ける考えはありません。ただし、この方針はあくまで担当部署の考えですので、今後、方針が変わる可能性もあります。
2	実施要領	1	4-(3) 参加表明者の参加資格 資格要件に関して、参加者が資格要件の(3)を満たさないが、業務の一部を再委託する他社が条件を補完する場合、資格要件は満たされると考えてよろしいでしょうか。	実施要領4(3)の要件については、参加表明者自身が満たしている必要があります。再委託先の実績をもって、この要件を補完することはできません。よって、参加表明者に求められる実績(実施要領4(3)の要件)がない場合は、参加資格を満たさないため、本業務には参加できません。 ※なお、実施体制において再委託先の技術者を配置することは可能で、管理技術者と担当技術者の一人は参加表明者の自社職員である必要がありますが、参加表明者が求められる資格要件を持つ技術者を雇用していなくても、再委託先の技術者が資格要件を満たしている場合は、本業務への参加は可能です。
3	実施要領	1	4-(3) 参加表明者の参加資格 「同種の業務」とは、業務仕様書に記載のある「国又は地方公共団体における再エネ導入に係る基本計画の策定、導入可能性調査、設計等の業務」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4	実施要領	5	1 1 その他 辞退届の提出期限は設定されていますか。	ヒアリングの辞退は、やむを得ない場合に限り、前日までにご連絡ください。ただし、辞退が発生するとヒアリング等の時間調整に支障をきたす可能性があります。そのため、参加を迷われている場合や辞退の可能性がある場合は、あらかじめ参加表明を控えていただくようお願いします。
5	実施要領	7	1 4 評価基準 「同種業務」とは、業務仕様書に記載のある「国又は地方公共団体における再エネ導入に係る基本計画の策定、導入可能性調査、設計等の業務」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書	1	2 業務の目的 業務の目的である「基本計画の策定」とは、その後の基本設計（例：配線ルートを選定・機器配置等の概略検討、法規制の確認等）の前段階となる位置づけと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、後の設計につながるコストや技術面から実現性、継続性等が高い計画を求めます。よって、配置計画（配置図等含む。）等の成果品は必要と考えております。
7	仕様書	2	4 実施体制 「電気電子部門の技術士資格」「エネルギー管理士資格」を備えた者については、自社職員ではなく、業務の一部を再委託する他社の社員であったとしても問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	仕様書	3	8 その他 「補助事業」の具体名をご教示ください。 補助金交付者による審査等への対応は、具体的にどういったものが挙げられますか。	<p>本事業は、国の補助事業である「令和7年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」を活用しています。そのため、補助金の申請に対応した実績報告書等の作成が必要であり、これらの作成支援（図面等も含む。）を想定しています。</p> <p>本事業は初めての補助事業であり、現時点では成果物も出ていないため、本市としても実績報告の詳細については把握できておらず恐縮ですが、国への実績報告の際には、国から数回に渡り修正指示や図面等での分かりやすい表記要請があることが想定されます。そのため、本市が対応困難な部分（高度な技術的事項や図面作成等）については、支援をお願いしたいと考えております。</p>
9	05_施設別電力使用状況	1	B社C社の契約電力表示が「-」になっていますが、非開示という理解でよろしいでしょうか。	現時点では、この部分は非開示で不明です。
10	実施要領	2	4 参加表明者の参加資格『(8) 単一の事業者であること（複数事業者による共同企業体の参加は認めない。）』との要件を変更のうえ、複数事業者による共同企業体の参加を認めていただけないでしょうか？	<p>共同企業体の参加は認めていませんが、下請け等の職員を実施体制に加えることは可能としています。</p> <p>※プロポーザル実施要領4 参加表明者の参加資格(8)（P2 参照）、仕様書4 実施体制（P2 参照）</p>
11	仕様書	2	4. 実施体制『技術士法に基づく電気電子部門の技術士資格』と「省エネルギー法（昭和 54 年法律第 49 号）に基づくエネルギー管理士資格」の両方を備えた体制とすること』との要件を無くしていただけないでしょうか？	両方の資格を備えた体制の要件は削除できませんが、下請け等で資格を有する職員を体制に加えることは可能としています。

12	実施要領	1	<p>(4. 参加表明者の参加資格)</p> <p>本業務の受託業者及び再委託先は、将来、本業務で策定される基本計画に基づく事業が実施される場合、事業者として参画することは可能でしょうか。</p>	前No.1 の回答のとおりです。
13	実施要領	3	<p>(6. 参加手続き (4) 提出部数等)</p> <p>正本については『業者名の後に括弧書きで正本と記入すること。』と有ります。副本への記載は不要でしょうか。また、副本に会社名を記載してよろしいでしょうか。</p>	<p>副本への記載はお見込みのとおりです。</p> <p>また、副本にも会社名を記載してください。</p>
14	実施要領	4	<p>(8. 委託候補者の特定等 (5) ヒアリング)</p> <p>『パソコンの動作確認は、開催2日前までに申し出ること。』と有ります。動作確認とは何を指すのでしょうか。開催2日前までとは何時ですか。</p>	<p>ここで言う動作確認とは、持参されるパソコンと、本市のプロジェクターを VGA ケーブルで接続し、パソコンの画面が正しくスクリーンに投影されるかどうかを確認する作業を指します。</p> <p>過去に、本市が実施した他のプロポーザルにおいて、ヒアリング（プレゼンテーション）時に、持参されたパソコンが起動しないなどのトラブルが発生し、プレゼン時間に支障をきたした事例がありました。そのため、事前の動作確認を推奨しております。</p> <p>なお、当日にパソコンの不具合等が生じた場合、他の参加者への影響を避けるため、プレゼン時間を短縮することがあります。その際、本市はその影響に対する責任を負いかねますので、予めご了承ください。</p> <p>また、当日は本市でも貸出用のパソコンを用意する予定です。万が一に備え、プレゼンテーション用データを保存した USB メモリをご持参いただくことをお勧めします。万が一ご自身のパソコンが使用できない場合は、本市のパソコンをご利用</p>

				<p>用いただけるようにする予定です。</p> <p>「開催2日前」とはヒアリング実施日の2日前までを指します。</p>
15	実施要領	6	<p>(12. 参加表明前の資料提供)</p> <p>事前検討に必要となる下水処理場の30分または1時間ごとの使用電力量を1年間提供可能でしょうか。</p>	<p>ご希望の詳細な電力量データの提供はできませんが、「令和5年度伊予市公共施設への再生可能エネルギー等導入可能性調査業務」の資料に、下水浄化センターの電力量等の調査データが含まれております。ご期待に添えない可能性もございますが、事前資料と同じ形式でお渡しできますので、ご希望の場合はメールでご連絡ください。</p>
16	実施要領	6	<p>(12. 参加表明前の資料提供)</p> <p>A, B, C, D 社別に、業種、工場の年間稼働日、1日の稼働時間に関する情報をご教示ください。</p>	<p>参加表明前の資料提供でお渡しした「施設別電力使用状況」以外の資料の提供はできません。</p>
17	実施要領	10	<p>(業務実績調書)</p> <p>同種業務とは再エネ導入に係る基本計画の策定、導入可能性調査、設計等の業務と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、履行中の業務を記載してよろしいでしょうか</p>	<p>前、No.3、5の回答のとおりです。</p> <p>また、履行中の業務についても、プロポーザル実施要領4(3)に記載のとおり、実績に含まれますので、ご記載いただいて問題ありません。</p>

18	実施要領	11 12	<p>(管理技術者経歴書、担当技術者経歴書)</p> <p>『技術者が当該業務に関与したことが確認できる関係資料の写しを添付すること。』有りますが、具体的にどのような資料を提出すればよろしいでしょうか。(テクリス、業務計画書等でよろしいでしょうか。) また契約書の写しの添付は必要でしょうか。</p>	<p>技術者が当該業務に関与していたことが確認できる関係資料としては、次の書類等を添付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※技術者の経歴、雇用関係を証する提出書類の過去事例 ・資格証明証の写し・コリンズ又はテクリスの写し(携わった実績がわかる資料)・健康保険証の写し(雇用関係が分かる資料)・契約書の写し・実績事業の実施体制表(図)の写しなど。</p> </div> <p>なお、事業名及び自治体に提出した技術者がどのような立場・役割で関与していたかが確認できる資料であれば、契約書の写しは必須ではありません。</p> <p>また、参加表明者の実績を示す資料としては、契約書(変更契約書含む。)の写しの提出が一般的です。</p>
19	実施要領	4 (2)	<p>伊予市において指名停止の対象となっていないとの理解でよろしいですか。</p> <p>※「文書」欄には、実施要領又は仕様書の別を記入すること。</p>	<p>伊予市に登録されている事業者についてはお見込みのとおりです。</p> <p>伊予市に登録されていない場合は、提出いただく登録自治体の競争入札参加資格登録証明書に記載された自治体において、指名停止を受けていないことが必要です。</p>
20	実施要領	1	<p>4 参加表明者の参加資格(3)における同種業務を元請として受託・履行した実績について、本業務を再委託先を含む実施体制とした場合、再委託先の実績も含めて記載してよろしいでしょうか。</p>	<p>参加表明者の参加資格に関する実績については、再委託先の実績を含めることはできません。ただし、技術者の必要資格に関しては、再委託先の従業員が本業務の実施体制に含まれる場合、その資格を必要資格として含めることが可能です。</p>
21	実施要領	1	<p>4 参加表明者の参加資格(3)における同種業務とは、仕様書P2「4 実施体制」に記載の同等業務と同じ定義と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

22	実施要領	2, 3	6 参加手続 (3) 提出書類における企画提案書の作成にあたり、文字の大きさ、フォント等の指定はありますでしょうか。	文字の大きさやフォントについて特段の指定はありませんが、読みやすさを考慮し、適切な大きさ・フォントで作成してください。
23	実施要領	4	8 委託候補者の特定等 (5) におけるヒアリング出席者について、本業務を再委託先を含む実施体制とした場合、再委託先もヒアリングに参加することは可能ですでしょうか。	出席者が1事業者あたり3人以内であれば、再委託先の従業員もヒアリングにご参加いただくことが可能です。
24	実施要領	4	8 委託候補者の特定等 (5) における「ヒアリングは原則公開とする」とは、出席する他事業者もヒアリングを傍聴可能との解釈でよろしいでしょうか。	ヒアリング（プレゼンテーション）は原則として公開で実施します。 なお、傍聴者は事前に募集・登録された伊予市民に限り認めますが、ヒアリングに参加する事業者の関係者は伊予市民であっても傍聴できません。 関係者の傍聴が発覚した参加表明者は失格とします。傍聴に関する詳細は、別途公表予定の傍聴要領をご確認ください。
25	実施要領	4	8-(5)-エ-(イ) に記載のある VGA ケーブルでの接続について、HDMI ケーブルと VGA ケーブルの互換機の持参を考えておりますが、同対応で投影可能なものでしょうか	前No.14 で回答したとおり、動作の可否は実際に試してみないとわかりませんので、自己責任でお願いします。 なお、パソコンの接続については事前確認を行うか、USBメモリにデータを入れて持参されることを推奨します。ただし、いずれの場合もパソコンが正常に作動しない場合、パソコンを使用したプレゼンテーションができなくても、本市は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご理解の上、参加表明をお願いします。
26	実施要領	4	8-(5)-エ-(オ) に記載の「ヒアリングは原則公開とする。」とは、他のヒアリング参加者に公開されるということでしょうか。あるいは、一般の方でも自由に聴講可能ということでしょうか	前No.24 の回答のとおりです。

27	仕様書	1	<p>3-(1)の需要家へのヒアリングについて、本件の調査対象となる需要家は、対象の工業団地における全ての民間企業となるでしょうか。</p> <p>※「05_施設別電力使用状況」に記載のデータが4社分であるため確認させていただいております</p>	<p>調査対象となる需要家については、参加表明前の提供資料「(3)集成図」において、対象企業及び対象外の範囲を明示しております。</p>
28	提出書類様式	様式第4号の2	<p>※4「担当技術者ごとに提出すること。」と記載がありますが、本業務に配置可能な最大人数は何名でしょうか。併せて、配置予定のすべての技術者について、担当技術者経歴書の提出が必要であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務に配置可能な技術者の人数に制限はありません。ただし、配置予定のすべての技術者において、担当技術者経歴書の提出が必要となります（必要に応じて、経歴や資格等を証明する書類の添付を求める場合があります。）。</p>
29	実施要領	2	<p>確認資料（ウ）について、証明書の原本ではなく写しでも良いかご教示ください。</p>	<p>有効期限内のものであれば、証明書の写しでも差し支えありません。</p>
30	実施要領	2	<p>業務実績調書(様式第3号)について、添付する資料は業務契約書の鑑のみで良いかご教示ください。</p>	<p>事業名や契約先自治体など、業務実績が確認できる内容が記載されている場合は、契約書の鑑のみをご提出いただいても差し支えありません。ただし、事業名から業務内容が明確に判断できない場合は、別途、業務内容がわかる資料の提出をお願いすることがあります。</p>
31	実施要領	3	<p>技術者経歴書(様式第4号の1・2)について、添付する書類はテクリスでも良いかご教示ください。</p>	<p>事業名、業務内容、技術者の経歴（事業における役割や位置づけなど）が確認できる内容であれば、テクリスの写しを添付していただいても差し支えありません。</p>